

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の進行による急速な人口減少は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えていると言われています。

わが国の合計特殊出生率*（一人の女性が一生に生む子どもの平均人数）は、平成17年に1.26まで低下しましたが、平成18年以降増加に転じ、平成20年は1.37（概数）となっています。しかし、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及ばない状況であり、少子化対策は重要課題となっています。

一方、婚姻率の低下や未婚率の急速な増加、さらに平均初婚年齢は、平成20年は男性が30.2歳、女性が28.5歳と上昇を続ける晩婚化により、少子化が進んでいます。

このような少子化の進行を踏まえ、国ではさまざま対策を講じ、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「次世代法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定しました。次世代法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、本市では、平成17年3月に「次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく」ことを基本理念とする「長岡京市次世代育成支援行動計画—新・健やか子どもプラン—」（以下「前期計画」という。）を策定し、その実現に向け取り組んできました。

前期計画の策定以降も、全国的に少子化が進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組みを進めていく方針を示しています。

本計画は、全国的な動向も踏まえつつ、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）を策定することとしました。

*合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。現在の人口を将来も維持するには2.08が必要とされている。

*ワーク・ライフ・バランス：ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

2 計画の基本理念

前期計画では、以下の「基本理念」と「取り組むべき方向」を掲げ、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

【計画の基本理念】

次代を担う子どもの権利と利益が最大限尊重され、子どもと親が地域の支援の中で健やかに成長できる、子育てが楽しい長岡京を築いていく

【市としての取り組むべき方向】

- ▼ 子どもや子育てをする家庭、それらを支える地域社会が主役であるとの認識に立ち、「子育て」「育ち」「親育ち」そして「地域育ち」を応援する。
- ▼ 子育て家庭への支援を通じ、子どもを生き育てやすい環境を創出するとともに、子どもの育ちはあくまでも子どもが主体であるとの認識のもと、子どもの育ちを周囲の大人や地域が支えるという支援のあり方を踏まえる。
- ▼ 子育てに励む親への支援や親子を取り巻く地域の自主的な取組みを促進する。

後期計画でも、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、この理念及び方向を継承します。

これらの考え方のもと、前期計画に引き続き取り組むべき施策、また、新たに取り組むべき施策を策定し、地域に支えられながら、子どもが健やかに成長し、親にとって子育てを楽しく感じることができるまちづくりを推進します。

【基本理念の趣旨（前期計画より）】

国が示す行動計画の策定指針（以下「指針」）では、その基本理念として、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない」と明記されています。

旧計画（平成12年3月に策定した「長岡京市児童育成計画（健やか子どもプラン）」）では、次代を担う存在である子どもが将来の社会の担い手であることを認識し、社会全体で子育てを支援するとともに、子どもたちの利益が最大限尊重され、いのちが大切にされる社会の構築をめざし、「子どものいのちが輝いきいき育つまちづくり」という基本理念のもと計画を推進してきました。

本市で子育てをすることに喜びを感じ、子どものいのちが輝き、子どもも大人も健やかに成長することができるまちを築いていくことが、旧計画の基本理念に込められた願いと認識しています。

3 計画の基本的視点

基本理念の実現をめざした計画の推進にあたり、大人は常に子どもの視点に立つことを忘れず、「子どもの権利条約^{*}」に規定されている生存、保護、発達、参加の4つの権利を保障することを前提に、各種施策に横断的に関わる次の基本的視点を踏まえながら、引き続き施策の推進を図ります。

【計画推進にあたっての基本的視点】

■ 子どもの権利・個性を最大限尊重し「子育て」を応援

出身地や性別、障がいの有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重される、「子育て」を促す施策を市民とともに推進します。

■ すべての子育て家庭に安心感を与える「子育て」支援策を推進

子育てをするすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができ安心感をもって「子育て」ができるよう、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

■ 次代の親となる子どもに夢や希望、喜びを与え「親育ち」を促進

子どもは次代の親となり、未来の長岡京市のまちづくりを担う存在であることを十分認識し、その役割を担う子どもを生み育てることに夢や希望、喜びを与える「親育ち」の推進を図ります。

■ 地域住民と行政の協働による支え合い・助け合いの子育てにより「地域育ち」を促進

地域住民と行政は協働して子どもを見守り育てる、地域ぐるみの子育て支援を推進し、地域の子育て機能や教育力の向上を図ります。行政や事業者は市民の主體的な活動に対し必要に応じ支援し、「地域育ち」の推進を図ります。

この計画で言う「子育て」「親育ち」「地域育ち」とは…

- ◎「子育て」…子ども自身が心身ともに成長する力を自らもっていること。
- ◎「親育ち」…子どもの自立を手助けすること。
- ◎「親育ち」…子どもが自立する過程（子育て）を通じて、自らも親としての能力を発揮すること。
- ◎「地域育ち」…子育てをしようとする子ども、子育てや親育ちをしようとする保護者から少し距離を置いて見守りながら、行政や事業者とともに必要に応じ支え合い、助け合える地域に育つこと。

^{*}子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）：子どもの4つの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）の保障のために1989年に国連で採択された条約で、日本は平成6年に批准している。

4 計画の基本目標

〔1〕子どもを生み、育てやすい環境づくり

次の考え方に基づき、市民が不安や負担を感じることなく、安心して出産や子育てができるまちの実現を目標に取り組みます。

これから出産する女性の健康保持・増進をはじめ、子どもの健全な成長や発達を促すための各種相談・支援体制に取り組むとともに、将来、生活習慣病になることがないよう、「食」を通じた健康づくりなど、子どもの健やかな育成を支援する保健サービスの一層の充実を図ります。

虐待を受けた児童をはじめ、ひとり親家庭の子どもとその親や障がいのある子どもたちなど支援が必要だと考えられる人が、より豊かで充実した生活が営めるよう、自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らすすべての人々が安心・安全に暮らすことのできるまちをめざします。

〔2〕子育てと仕事を両立できる環境づくり

次の考え方に基づき、市民が仕事と生活の調和を図りながら、子育てと仕事を両立できるまちの実現を目標に取り組みます。

多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応し、家庭と仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図り、働きながらも安心して子育てができる環境づくりを推進します。

これまでの働き方を見直し、男女に関係なくすべての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会、また子育てしながら働きやすい環境づくりをめざし、市民や事業所などに対し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する考え方の普及・啓発を推進します。

〔3〕地域で支える子育ての環境づくり

次の考え方に基づき、子育てをする親が社会や地域とのつながりの中で親としての自信と責任を持ち、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できるまちの実現を目標に取り組みます。

子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助や情報提供などが受けられるよう、保健・福祉・医療・教育など関係分野が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。

市民による自主的な子育て支援グループなどによる子育て活動を支援し、子育て家庭と地域との交流を推進するとともに、市民自身の知識や技能などを積極的に活用し、市民主体の子育て活動を拡充することを通じ、地域の教育力の向上を図ります。地域の関係団体・機関が連携した子育て支援のネットワーク^{*}化を図ります。

次代の親を育成する観点から、男女が共同して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義や子どもや家庭をもつことの重要性について理解を深めるための家庭教育をはじめ、親子のきずなを深める体験・交流活動などの提供機会の充実を図ります。

〔4〕次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

次の考え方に基づき、子ども自身が生まれてきたことに感謝や喜びを感じ、自立心を養い、自他とも大切に思う気持ちを育むことで、次代を担う世代となるための基礎づくりができるまちの実現を目標に取り組みます。

新学習指導要領の改訂・実施を踏まえ、学校においては、地域に開かれた教育機関として特色ある学校づくりを推進します。

子どもの個性を重視し、子どもが主体的・自律的に行動できる力を養えるよう創意工夫のある教育の充実を図ります。

子どもたちが他者や自然などとの関わりを通して、人間関係や社会のルールなどを学び、社会性や自主性、感性を育ていけるよう、さまざまな体験活動や異年齢どうしが交流できるふれあい環境や遊び環境の充実を図ります。

住み慣れた地域において子どもたちが交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取り組みを推進し、安全に暮らしていける良好な地域環境の確保をめざします。

^{*}ネットワーク：もともとは、「網細工」「網状組織」の意味。転じて、援助の必要な人に対して、近隣の人々や専門組織などが、その人のニーズを見落とすことなく、網のようにつながりを緊密につくりながら見守っていくこと。

5 計画の性格

この計画は、次世代法第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけられます。

また計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、本市のまちづくりの総合的指針である「第3次総合計画」を上位計画として、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

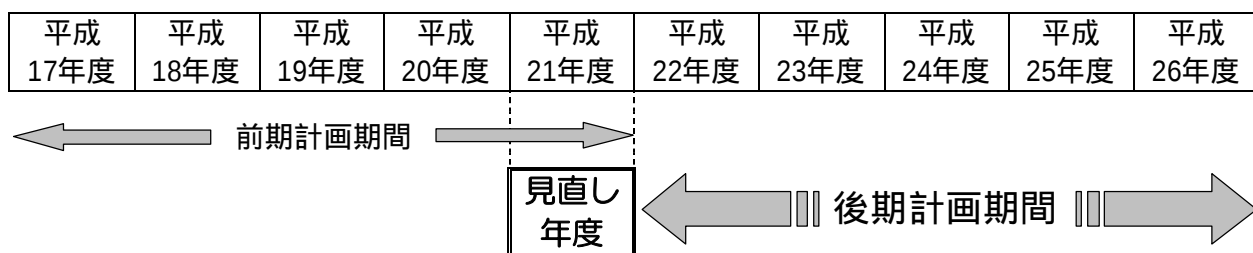
また、京都府の次世代育成支援に係る行動計画における次世代育成支援の取組みの考え方を踏まえながら、「長岡京市地域健康福祉計画」「長岡京市男女共同参画計画」などの関連計画等との調和を図り策定するものです。

6 計画の期間

この計画は、次世代法で規定する10年間(前期:平成17年度から平成21年度、後期:平成22年度から平成26年度)の集中的な取り組み期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



7 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭及びそれを取り巻く地域、事業所、行政等すべての個人、団体が対象となります。

なお、この計画における「子ども」とは、概ね18歳未満とします。